

## 松江地方裁判所委員会（第20回）議事概要

### 第1 日時

平成23年6月27日（月）午後1時30分～午後4時00分

### 第2 場所

松江地方裁判所大会議室

### 第3 出席者

（委員） 安藤隼人，江淵武彦，大内順子，岸田和俊，谷口博則，  
平川眞代，古田 浩，森田邦郎，山本篤治，横山泰造  
（五十音順敬称略）

（事務担当者） 藤井事務局長，長谷民事首席書記官，佐々井刑事首席書記官  
田河総務課長，桐山総務課課長補佐

### 第4 配布資料

- 1 レジューメ（学校における法教育の考え方・進め方）
- 2 レジューメ（島根県弁護士会の法教育への取り組みについて）
- 3 レジューメ（松江地方検察庁における法教育への取組状況）

### 第5 議事

- 1 新任委員（森田委員，横山委員）自己紹介
- 2 委員長代理の指名

委員長により，横山委員が指名された。

- 3 法教育の現状とこれからの取組について

- (1) 学校における法教育の現状等について

山本委員から配付資料1のレジューメを利用して説明があった。

- (2) 法曹による法教育の取組状況について

岸田委員及び森田委員から，配付資料2及び配付資料3のレジューメをそれぞれ利用して，弁護士会及び検察庁の取組状況について説明があった。

田河総務課長が裁判所の取組状況を説明した。

- (3) 法教育の取組状況を踏まえて交換された，意見概要

【発言者の表示＝●委員長，○委員】

○ 法教育とは，法律を勉強するというよりは社会のルールを勉強させることで，昔は社会や親が教えていたことだと思ふ。現在では，より法教育が必要になっているのではないかと感じた。正義や公正といった観点で法教育を進めていく必要があると思ふ。

● 裁判員制度のスタートがきっかけとなって，これから法を実際に担っていくこととなる若い段階から人を育成していかなければならない，法やルールがどういう形で作られているのか小さい頃からきちんと教えていかなければならないという観点から，法教育が問題として取り上げられるようになってきた。

○ 高校での教育は，科目が横断的で，つまみ食いのような形になっているの

で、体系的に学習できるとよいと思う。そのためには、小中高、すべての段階で法教育を担う先生に対する研修も必要ではないかと思う。先生への研修が年1回では少ないと思うので、もっとその機会を増やしてはどうか。

- 報告にあったような模擬裁判等まで実施している学校は数が少なく、関心のある先生がいる学校では充実した法教育を受けられるが、それ以外の学校では受けられないといった格差が生じることは残念だと思う。学生の頃は、物事を吸収しやすい時期でもあるので、より多くの学校現場で実のある法教育に取り組んでいただければと思う。
- 子どもだけでなく、大人も理解できていないのが実情だと思われるので、公民館など生涯教育の一環として勉強することができればよいと思う。
- 高校の科目で言うと、法教育は公民ということになると思うが、公民で教員採用される人は少なく、地理・歴史での採用が多いのが実情である。今後、公民での教員採用も増やしていかなければならないとは思いますが、実際に、公民を受験科目として選択する生徒が少ないという現状も影響しているのではないかと思う。
- 教員の研修を充実させて、生徒に影響を与えられるようにしていかなければならないと思う。教員免許更新講習の必修科目の中に法教育も含めていければよいのではないかと思う。
- 弁護士会としては、これまでの消費者教育等に止まらず、より広い意味での法教育が必要であると考えている。今後も、各学校から依頼があれば、出前教室にも応じていくし、教員の方にも研修会等で出来る限り説明していきたいと考えている。
- 裁判所には、貸出可能な広報用DVDがあるのに、利用者が少なく、それが余り活用されていないと聞き、もったいないと思った。裁判所で持つておくよりも、教育長に1年くらい貸し出して、そこで使用してもらってはどうか。
- 法教育が重要だと認識しておられるならば、そこは裁判所としても時間を割いていただくしかないと思う。そのためには、情報をできるだけオープンにすることと、もっと広報することが必要だと思う。広報にはいろいろな方法があり、お金をかけない方法もあるので、それらをもっと効果的に利用していかなければならないのではないか。以前、裁判所からもらったパンフレットなどを見せてもらったが、レベルが低いと感じたので、もっと工夫すべきだと思う。
- 子どもに対する法教育だけではなく、小中学校では、保護者も含めての法教育を考えるべきだと思う。家庭に帰ってから親子で話をすることによって、理解がより深まるし、コミュニケーションにも資すると思われる。参観日や親子を対象とした出前教室といったものを企画されてはどうかと思う。
- 弁護士会の企画したサマースクールは、保護者も参加できる形にしており、

前回、小学生19名に対し、保護者9名、中学生14名に対し、保護者4名の参加があり、保護者の方にも大変好評だった。

- 小中学生の頃に、法というものをきちんと知らしめることが重要だと考える。そのためには、先生の教育もしながら、保護者も交えて教育を進めていく必要があると思う。法がどういうものなのかがきちんと身に付いていると、将来、仕事に就いて、それに関連する法律を扱う場合などに、その意味合いが違ってくるのではないかと思う。実際、ごく常識的なことが、法律の条文になっていることも多いが、条文だけ読んでしまうと、その原点が見えずに判断を誤ってしまうことも多分にあるような気がする。そういう意味でも、まずは、学校教育の中で、きちんと教育を進め、その後に、専門家である法曹が関与していただければいいのではないかと思う。
  - 実際に授業を行うとなると、現場の先生の負担も大きいと思うので、関心のある学校や先生が充実した法教育を行っているという現状があると思う。裁判所で先生方の法教育をサポートするようなシステムがあったら一番よいのではないか。
  - 弁護士会としては、法教育の担い手の中心は教員であると認識していることから、教育委員会に対し、弁護士と一緒に勉強会をすることを提案したが、教育委員会からは、そのようなことをするつもりはないと言われた。
  - 法教育は、社会が必要としている大切なことだと思うので、様々な場面で、法教育を進めていくことを考えなければならないと思う。
  - 法律の問題は、商売などとも密接に関連しているので、小中学生だけではなく、大人ももっと勉強しなければならないと思う。
  - 一般の人間は、裁判所や検察庁について関心が少ないと思うので、大いにこういった法教育を通じ広報していただければよいと思う。
  - 学校での法教育の役割が非常に大事だと思う。小学校、中学校の段階に応じて、内容も違ってくると思うが、段階的に、思考力、判断力、表現力を高めていかなければならない。そのような中に、法教育も位置付けられているが、教員が中心となって進めて行くことになるため、教員の責務も重大であると思われる。法曹関係者と一緒になって、法教育の知識を深めていくべきではないかと思う。
  - 弁護士会、裁判所の取組を聞き、勉強になったので、検察庁としても取り組んでいきたい。
- 4 庁舎新営に関する情報提供  
藤井事務局長から次の点について説明
- (1) 工事の進捗状況、今後の予定
  - (2) 新営庁舎の外観イメージ、デザインコンセプト
- 5 これまでの活動を振り返っての地裁委員会の在り方について
- 事前に説明を受けた上で、議論に入ることができた点はよかったと思う。

- 初回の裁判所見学は非常に参考になった。毎回、異なったテーマについて議論していたが、2回くらい同じテーマで議論を深めていくという進め方も考えられるのではないかと思う。
- 委員会の議事録は、裁判所のウェブサイトに掲載されているが、自分でもなかなか見る機会がなかったので、委員会の成果を何らかの形で市民に発信する方法を考えられればよかったと思う。
- 協議時間が2時間を超えると集中力がなくなってしまうので、2時間くらいだと議論しやすいのではないかと思う。どういう点について意見を聞きたいのか、裁判所から事前に少し示していただくと、意見が言いやすいのではないかと思う。
- これまでの委員会で取り上げたテーマは適切だったと思う。一般的に、裁判と言えば刑事事件を想像してしまうので、それ以外の労働審判などはとても参考になった。
- 年2回という回数は、やや少ないと感じた。間隔が空きすぎて、前回の内容を忘れてしまうことがあったので、もう少し回数を増やしてもよいのではないかと思う。
- 委員の交代が何度かあったが、なるべく同じ委員の方がスムーズに話ができるのではないかと思う。
- 地方裁判所委員会の委員になって、裁判所を身近に感じるようになった。裁判員制度や労働審判制度などについては、知識を得ることもでき、大変参考になった。時間的には、2時間くらいが適当だと思う。回数は、3回も4回も増えると負担が大きいのので、増やしてもあと1回くらいではないかと思う。
- 以前、学生を連れて法廷見学をしたとき、短時間ではあったが、判事補の方に話をしていただいた機会があり、そのことは非常に参考になり、学生も喜んでいた。裁判官も一人の人間という姿を、ぜひ学生に見せていただきたいと思う。それは、裁判官だけでなく、検察官や弁護士に対しても同じ思いである。
- 今回の法教育のように、議論が多岐に渡るテーマについては、継続的に議論できるようにしてはどうか。
- 初回の委員会では、これまでやってきたビデオ上映、見学だけではなく、裁判所における基本的な概念等について、何らかの説明をした方がスムーズに議論が進むのではないか。

以 上